

## 交付図書の訂正について

令和6年9月12日付けで入札公告を行った「秋田自動車道 横手川橋（P C上部工）工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正いたします。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度交付図書をご確認ください。

令和6年11月22日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 梅木 秀郎

### 【訂正内容】

- ・特記仕様書
- ・割掛対象表参考内訳書
- ・設計図

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

秋 田 自 動 車 道  
横手川橋 (PC上部工) 工事

交 付 図 書 正 誤 表

令和 6年 11月

東日本高速道路株式会社 東北支社  
横手工事事務所

対象	誤				正				備考																																																								
特記仕様書 P10 11-5 一般道の交通規制 及び通行止め	(2) 通行止め				(2) 通行止め				訂正																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th><th>予定時期</th><th>通行止め 可能時間帯</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道上谷地2号線</td><td>令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬</td><td>終日</td><td>上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）</td></tr> <tr> <td>市道力石2号線</td><td>令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬</td><td>終日</td><td>上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）</td></tr> <tr> <td>市道新町法竜線</td><td>令和8年8月下旬～ 令和8年9月上旬</td><td>終日</td><td>A1-P1主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）</td></tr> <tr> <td>市道中里新町1号線</td><td>令和8年8月下旬～ 令和8年10月中旬</td><td>8:00～ 17:00</td><td>A1-P4主桁架設、側部足場設 置・撤去時（新町橋）</td></tr> <tr> <td>市道美砂古新町線</td><td>令和8年9月下旬～ 令和8年10月上旬</td><td>8:00～ 17:00</td><td>P2-P3主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）</td></tr> <tr> <td>国道13号</td><td>令和8年10月中旬～ 令和8年11月上旬</td><td>20:00～ 翌5:00</td><td>P4-A2主桁架設時（新町橋）</td></tr> </tbody> </table>				道路名	予定時期	通行止め 可能時間帯	摘要	市道上谷地2号線	令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬	終日	上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）	市道力石2号線	令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬	終日	上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）	市道新町法竜線	令和8年8月下旬～ 令和8年9月上旬	終日	A1-P1主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）	市道中里新町1号線	令和8年8月下旬～ 令和8年10月中旬	8:00～ 17:00	A1-P4主桁架設、側部足場設 置・撤去時（新町橋）	市道美砂古新町線	令和8年9月下旬～ 令和8年10月上旬	8:00～ 17:00	P2-P3主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）	国道13号	令和8年10月中旬～ 令和8年11月上旬	20:00～ 翌5:00	P4-A2主桁架設時（新町橋）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th><th>予定時期</th><th>通行止め 可能時間帯</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道上谷地2号線</td><td>令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬</td><td>終日</td><td>上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）</td></tr> <tr> <td>市道力石2号線</td><td>令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬</td><td>終日</td><td>上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）</td></tr> <tr> <td>市道新町法竜線</td><td>令和8年8月下旬～ 令和8年9月上旬</td><td>終日</td><td>A1-P1主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）</td></tr> <tr> <td>市道中里新町1号線</td><td>令和8年8月下旬～ 令和8年10月中旬</td><td>8:00～ 17:00</td><td>A1-P3主桁架設、側部足場設 置・撤去時（新町橋）</td></tr> <tr> <td>市道美砂古新町線</td><td>令和8年9月下旬～ 令和8年10月中旬</td><td>8:00～ 17:00</td><td>P2-P3主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）</td></tr> <tr> <td>国道13号</td><td>令和8年10月中旬～ 令和8年11月上旬</td><td>20:00～ 翌5:00</td><td>P4-A2主桁架設時（新町橋）</td></tr> </tbody> </table>				道路名	予定時期	通行止め 可能時間帯	摘要	市道上谷地2号線	令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬	終日	上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）	市道力石2号線	令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬	終日	上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）	市道新町法竜線	令和8年8月下旬～ 令和8年9月上旬	終日	A1-P1主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）	市道中里新町1号線	令和8年8月下旬～ 令和8年10月中旬	8:00～ 17:00	A1-P3主桁架設、側部足場設 置・撤去時（新町橋）	市道美砂古新町線	令和8年9月下旬～ 令和8年10月中旬	8:00～ 17:00	P2-P3主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）	国道13号	令和8年10月中旬～ 令和8年11月上旬	20:00～ 翌5:00	P4-A2主桁架設時（新町橋）	
道路名	予定時期	通行止め 可能時間帯	摘要																																																														
市道上谷地2号線	令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬	終日	上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）																																																														
市道力石2号線	令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬	終日	上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）																																																														
市道新町法竜線	令和8年8月下旬～ 令和8年9月上旬	終日	A1-P1主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）																																																														
市道中里新町1号線	令和8年8月下旬～ 令和8年10月中旬	8:00～ 17:00	A1-P4主桁架設、側部足場設 置・撤去時（新町橋）																																																														
市道美砂古新町線	令和8年9月下旬～ 令和8年10月上旬	8:00～ 17:00	P2-P3主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）																																																														
国道13号	令和8年10月中旬～ 令和8年11月上旬	20:00～ 翌5:00	P4-A2主桁架設時（新町橋）																																																														
道路名	予定時期	通行止め 可能時間帯	摘要																																																														
市道上谷地2号線	令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬	終日	上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）																																																														
市道力石2号線	令和9年8月中旬～ 令和12年8月中旬	終日	上部工架設、工事用道路撤去、工 事用仮桟橋撤去時（横手川橋）																																																														
市道新町法竜線	令和8年8月下旬～ 令和8年9月上旬	終日	A1-P1主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）																																																														
市道中里新町1号線	令和8年8月下旬～ 令和8年10月中旬	8:00～ 17:00	A1-P3主桁架設、側部足場設 置・撤去時（新町橋）																																																														
市道美砂古新町線	令和8年9月下旬～ 令和8年10月中旬	8:00～ 17:00	P2-P3主桁・横梁架設、側部足 場設置・撤去時（新町橋）																																																														
国道13号	令和8年10月中旬～ 令和8年11月上旬	20:00～ 翌5:00	P4-A2主桁架設時（新町橋）																																																														
	11-6 週休2日工事				11-6 週休2日工事																																																												
	本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日工事（発注者指定方式）」である。				本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日工事（発注者指定方式）」である。																																																												
	11-6-1 定義				11-6-1 定義																																																												
	<p>(1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、詳細設計期間もこれに含まれるものとする。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く工事着手日から工事が完成した日までの期間をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①共通仕様書1-13「作業日」に規定する12月29日から翌年1月3日まで及び夏期休暇（3日）の期間</li> <li>②共通仕様書1-35「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間</li> <li>③工場製作のみを実施している期間</li> <li>④本特記仕様書11-1「冬期休止期間」に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間</li> </ul> <p>(3) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>				<p>(1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、詳細設計期間もこれに含まれるものとする。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く工事着手日から工事が完成した日までの期間をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①共通仕様書1-13「作業日」に規定する12月29日から翌年1月3日まで及び夏期休暇（3日）の期間</li> <li>②共通仕様書1-35「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間</li> <li>③工場製作のみを実施している期間</li> <li>④本特記仕様書11-1「冬期休止期間」に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間</li> </ul> <p>(3) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>																																																												
	10				10																																																												

対象	誤								正								備考	
特記仕様書 P15 14-1 工事用道路の指定 14-2 工事用道路の使用条件	1 8	市道新藤柳田線 (区間 1)	6 m	4 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設	1 8	市道新藤柳田線 (区間 1)	6 m	4 0 0 m	舗装	無償	—	既設	追加
	1 9	市道新藤柳田線 (区間 2)	6 m	6 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設	1 9	市道新藤柳田線 (区間 2)	6 m	6 0 0 m	舗装	無償	—	既設	
	2 0	県道金沢吉田柳田線	9 m	6 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設	2 0	県道金沢吉田柳田線	9 m	6 0 0 m	舗装	無償	—	既設	
	2 1	国道 1 3 号 (区間 3)	1 1 . 1 m	1 6 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設	2 1	国道 1 3 号 (区間 3)	1 1 . 1 m	1 6 0 0 m	舗装	無償	—	既設	
	2 2	市道平林寺内線	6 . 5 m	7 0 0 m	舗装	無償	—	—	既設	2 2	市道平林寺内線	6 . 5 m	7 0 0 m	舗装	無償	—	既設	
14-2 工事用道路の使用条件																		
本特記仕様書 14-1 に示す工事用道路の使用条件は下記のとおりである。																		
番号	路線名又は場所	土運搬可能時間	資機材搬入出 作業可能時間	土曜日、 日曜日及び 祝祭日の使 用可能時間	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没							
1	横手川橋工事用道路	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	
2	県道横手東成瀬線(区間 1)	7 : 0 0 ~ 8 : 0 0	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	
3	県道横手東成瀬線(区間 2)	1 6 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0																
4	市道相野々駅前線	1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0																
5	市道菅生雨沼線	を除く日の出～日没																
6	国道 1 0 7 号 (区間 1)	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	日の出～日没	
7	市道虫内線	—	7 : 0 0 ~ 8 : 0 0 1 6 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 を除く日の出～日没	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	
8	国道 1 0 7 号 (区間 2)	日の出～日没	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日		
9	国道 1 0 7 号 (区間 3)																	
10	国道 1 3 号 (区間 1)																	
11	国道 1 3 号 (区間 2)																	
12	市道中里新町 1 号線																	
13	市道新町法竜線																	
14	市道美砂古新町線																	
15	中里地区工事用進入路①																	
16	柳田地区工事用進入路																	
17	市道柳田中村線																	
18	市道新藤柳田線 (区間 1)																	
19	市道新藤柳田線 (区間 2)																	
20	県道金沢吉田柳田線																	
21	国道 1 3 号 (区間 3)																	

対象 特記仕様書 P16 14-3 工事用道路の共同使用	誤	正	備考 訂正																																																																		
	<p>1 4 - 3 工事用道路の共同使用</p> <p>本特記仕様書 14-1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-22-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="438 361 1613 541"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>工事名</th><th>受注者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 8</td><td>秋田自動車道 土渉工事</td><td>(株)安藤・間</td></tr> <tr> <td>7 ~ 21</td><td>秋田自動車道 横手工事</td><td>未定</td></tr> <tr> <td>2 ~ 7</td><td>秋田自動車道 岩瀬橋(鋼上部工)工事</td><td>未定</td></tr> </tbody> </table> <p>1 4 - 4 工事用道路の維持・補修</p> <p>(1) 本特記仕様書 14-1 「工事用道路の指定」に示す箇所について監督員が必要と認めて補修を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1 5 . 特許に関する事項</p> <p>1 5 - 1 特許権等の使用</p> <p>契約書第8条に規定する特許権等の使用の対象となる工法は下記のとおりである。</p> <p>1) 特記仕様書 28-5 「PC構造物の詳細設計」、特記仕様書 28-7 「PC構造物の架設」、特記仕様書 28-17 「プレキャスト PC部材」における SCBR工法</p> <p>1 6 . 残存物件に関する事項</p> <p>1 6 - 1 発生する残存物件と引き渡し方法</p> <p>本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及びその引渡場所は下記のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては残存物件引渡書（様式-10）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="501 1316 1613 1635"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>寸法等</th><th>数量</th><th>単位</th><th>引渡場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下部工検査路</td><td>—</td><td>1. 67</td><td>t</td><td>横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場</td></tr> <tr> <td>敷鉄板</td><td>1524mm×6096mm t = 22mm</td><td>18. 6</td><td>m2</td><td>横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場</td></tr> <tr> <td>仮設防護柵</td><td>H鋼置き基礎式</td><td>40</td><td>m</td><td>横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。</p> <p>1 6 - 2 残存物件の売却処分について</p> <p>本特記仕様書 16-1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	番号	工事名	受注者	1 ~ 8	秋田自動車道 土渉工事	(株)安藤・間	7 ~ 21	秋田自動車道 横手工事	未定	2 ~ 7	秋田自動車道 岩瀬橋(鋼上部工)工事	未定	品名	寸法等	数量	単位	引渡場所	下部工検査路	—	1. 67	t	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場	敷鉄板	1524mm×6096mm t = 22mm	18. 6	m2	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場	仮設防護柵	H鋼置き基礎式	40	m	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場	<p>1 4 - 3 工事用道路の共同使用</p> <p>本特記仕様書 14-1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-22-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1765 361 2940 541"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>工事名</th><th>受注者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 8</td><td>秋田自動車道 土渉工事</td><td>(株)安藤・間</td></tr> <tr> <td>7 ~ 22</td><td>秋田自動車道 横手工事</td><td>未定</td></tr> <tr> <td>2 ~ 7</td><td>秋田自動車道 岩瀬橋(鋼上部工)工事</td><td>未定</td></tr> </tbody> </table> <p>1 4 - 4 工事用道路の維持・補修</p> <p>(1) 本特記仕様書 14-1 「工事用道路の指定」に示す箇所について監督員が必要と認めて補修を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1 5 . 特許に関する事項</p> <p>1 5 - 1 特許権等の使用</p> <p>契約書第8条に規定する特許権等の使用の対象となる工法は下記のとおりである。</p> <p>1) 特記仕様書 28-5 「PC構造物の詳細設計」、特記仕様書 28-7 「PC構造物の架設」、特記仕様書 28-17 「プレキャスト PC部材」における SCBR工法</p> <p>1 6 . 残存物件に関する事項</p> <p>1 6 - 1 発生する残存物件と引き渡し方法</p> <p>本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及びその引渡場所は下記のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては残存物件引渡書（様式-10）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1829 1316 2940 1635"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>寸法等</th><th>数量</th><th>単位</th><th>引渡場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下部工検査路</td><td>—</td><td>1. 67</td><td>t</td><td>横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場</td></tr> <tr> <td>敷鉄板</td><td>1524mm×6096mm t = 22mm</td><td>18. 6</td><td>m2</td><td>横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場</td></tr> <tr> <td>仮設防護柵</td><td>H鋼置き基礎式</td><td>40</td><td>m</td><td>横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。</p> <p>1 6 - 2 残存物件の売却処分について</p> <p>本特記仕様書 16-1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	番号	工事名	受注者	1 ~ 8	秋田自動車道 土渉工事	(株)安藤・間	7 ~ 22	秋田自動車道 横手工事	未定	2 ~ 7	秋田自動車道 岩瀬橋(鋼上部工)工事	未定	品名	寸法等	数量	単位	引渡場所	下部工検査路	—	1. 67	t	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場	敷鉄板	1524mm×6096mm t = 22mm	18. 6	m2	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場	仮設防護柵	H鋼置き基礎式	40	m	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場	<p>16</p>	<p>16</p>	
番号	工事名	受注者																																																																			
1 ~ 8	秋田自動車道 土渉工事	(株)安藤・間																																																																			
7 ~ 21	秋田自動車道 横手工事	未定																																																																			
2 ~ 7	秋田自動車道 岩瀬橋(鋼上部工)工事	未定																																																																			
品名	寸法等	数量	単位	引渡場所																																																																	
下部工検査路	—	1. 67	t	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場																																																																	
敷鉄板	1524mm×6096mm t = 22mm	18. 6	m2	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場																																																																	
仮設防護柵	H鋼置き基礎式	40	m	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場																																																																	
番号	工事名	受注者																																																																			
1 ~ 8	秋田自動車道 土渉工事	(株)安藤・間																																																																			
7 ~ 22	秋田自動車道 横手工事	未定																																																																			
2 ~ 7	秋田自動車道 岩瀬橋(鋼上部工)工事	未定																																																																			
品名	寸法等	数量	単位	引渡場所																																																																	
下部工検査路	—	1. 67	t	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場																																																																	
敷鉄板	1524mm×6096mm t = 22mm	18. 6	m2	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場																																																																	
仮設防護柵	H鋼置き基礎式	40	m	横手市山内土渉下虫内 虫内地区仮置き場																																																																	

対象	誤				正				備考
特記仕様書 P18 17-1 工事用車両の運行速度									

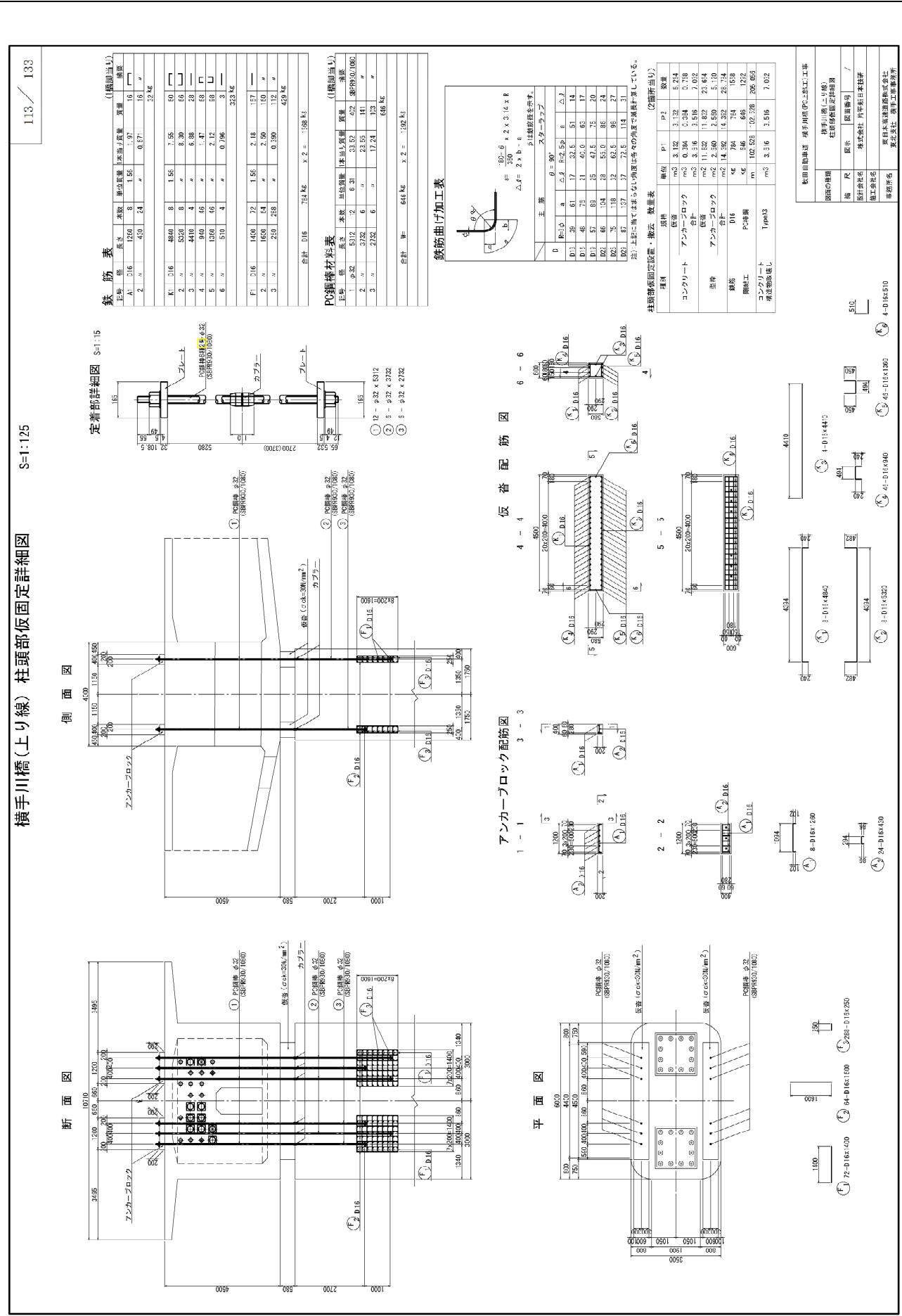
対象	誤	正	備考																														
特記仕様書 P21 19-1 再生資材の使用	<p><b>18. 環境保全に関する事項</b></p> <p><b>18-1 砂塵等の防止</b></p> <p>受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。なお、監督員が必要であると認めて追加の防塵柵等の対策工を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>18-2 汚濁水処理</b></p> <p>工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>18-3 騒音等に関する配慮</b></p> <p>受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p><b>18-4 環境保全に関する費用</b></p> <p>特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>19. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項</b></p> <p><b>19-1 再生資材の使用</b></p> <p>(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資材の種類</th> <th>数量</th> <th>適用指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設</td> <td>再生密粒度アスファルト混合物 13</td> <td>約 525 m<sup>2</sup></td> <td>舗装再生便覧</td> </tr> <tr> <td>特-(3) 軟弱地盤改良工 置換</td> <td>再生クラッシャーラン (RC-40)</td> <td>約 385 m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は前項(1)に示す再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-11)を行うものとする。照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。</li> <li>2) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。</li> </ol> <p>(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要あると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用について</p>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等	9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設	再生密粒度アスファルト混合物 13	約 525 m <sup>2</sup>	舗装再生便覧	特-(3) 軟弱地盤改良工 置換	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 385 m <sup>3</sup>		<p><b>18. 環境保全に関する事項</b></p> <p><b>18-1 砂塵等の防止</b></p> <p>受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。なお、監督員が必要であると認めて追加の防塵柵等の対策工を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>18-2 汚濁水処理</b></p> <p>工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>18-3 騒音等に関する配慮</b></p> <p>受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p><b>18-4 環境保全に関する費用</b></p> <p>特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>19. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項</b></p> <p><b>19-1 再生資材の使用</b></p> <p>(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資材の種類</th> <th>数量</th> <th>適用指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設</td> <td>再生密粒度アスファルト混合物 13</td> <td>約 525 m<sup>2</sup></td> <td>舗装再生便覧</td> </tr> <tr> <td>9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設</td> <td>再生クラッシャーラン (RC-40)</td> <td>約 13 m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特-(3) 軟弱地盤改良工 置換</td> <td>再生クラッシャーラン (RC-40)</td> <td>約 385 m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は前項(1)に示す再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-11)を行うものとする。照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。</li> <li>2) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。</li> </ol> <p>(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要あると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用について</p>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等	9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設	再生密粒度アスファルト混合物 13	約 525 m <sup>2</sup>	舗装再生便覧	9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 13 m <sup>3</sup>		特-(3) 軟弱地盤改良工 置換	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 385 m <sup>3</sup>		21	21	追加
単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等																														
9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設	再生密粒度アスファルト混合物 13	約 525 m <sup>2</sup>	舗装再生便覧																														
特-(3) 軟弱地盤改良工 置換	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 385 m <sup>3</sup>																															
単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等																														
9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設	再生密粒度アスファルト混合物 13	約 525 m <sup>2</sup>	舗装再生便覧																														
9-(3) PC構造物の架設 新町橋の架設	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 13 m <sup>3</sup>																															
特-(3) 軟弱地盤改良工 置換	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 385 m <sup>3</sup>																															

対象	誤	正	備考																																																																																																		
特記仕様書 P22 19-2 建設副産物の処理方法	<p>では、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-1-2)し、その指示に従うものとする。</p> <p>19-2 建設副産物の処理方法</p> <p>(1) 建設副産物の処理方法は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>発生要因</th><th>数量</th><th>処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コンクリート塊</td><td>横手川橋工事用道路 (工事用仮桟橋)</td><td rowspan="3">コンクリート 取壊し時</td><td>約130m<sup>3</sup></td><td rowspan="3">再資源化 施設へ搬入</td></tr> <tr> <td>横手川橋(柱頭部)</td><td>約10m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>柳田橋(A2橋台)</td><td>約10m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>アスファルト・ コンクリート塊</td><td>新町橋(本線部)</td><td>アスファルト 取壊し時</td><td>約20m<sup>3</sup></td><td>再資源化 施設へ搬入</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td><td>横手川橋工事用道路・ 施工ヤード</td><td>土木シート・ 大型土のう袋・ 高密度ポリエチレン管・仮設補 強土壁撤去時</td><td>約2.5t</td><td>最終処分場 へ搬入</td></tr> <tr> <td>建設発生木材</td><td>柳田橋A2橋台</td><td>A2橋台改築時</td><td>約50kg</td><td>再資源化 施設へ搬入</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。</p> <p>(3) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>受入条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td><td>株大屋産業</td><td>横手市外目檀森 44-12</td><td>受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日</td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>株大屋産業</td><td>横手市外目檀森 44-12</td><td>受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td><td>五十嵐建設株</td><td>横手市平鹿町醍醐字下佐戸川1 2-2</td><td>受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日</td></tr> <tr> <td>建設発生木材</td><td>株大屋産業</td><td>横手市外目檀森 44-12</td><td>受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日</td></tr> </tbody> </table> <p>上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p>	建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法	コンクリート塊	横手川橋工事用道路 (工事用仮桟橋)	コンクリート 取壊し時	約130m <sup>3</sup>	再資源化 施設へ搬入	横手川橋(柱頭部)	約10m <sup>3</sup>	柳田橋(A2橋台)	約10m <sup>3</sup>	アスファルト・ コンクリート塊	新町橋(本線部)	アスファルト 取壊し時	約20m <sup>3</sup>	再資源化 施設へ搬入	廃プラスチック類	横手川橋工事用道路・ 施工ヤード	土木シート・ 大型土のう袋・ 高密度ポリエチレン管・仮設補 強土壁撤去時	約2.5t	最終処分場 へ搬入	建設発生木材	柳田橋A2橋台	A2橋台改築時	約50kg	再資源化 施設へ搬入	建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日	アスファルト・コンクリート塊	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日	廃プラスチック類	五十嵐建設株	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川1 2-2	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日	建設発生木材	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日	<p>では、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-1-2)し、その指示に従うものとする。</p> <p>19-2 建設副産物の処理方法</p> <p>(1) 建設副産物の処理方法は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>発生要因</th><th>数量</th><th>処理方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コンクリート塊</td><td>横手川橋工事用道路 (工事用仮桟橋)</td><td rowspan="3">コンクリート 取壊し時</td><td>約130m<sup>3</sup></td><td rowspan="3">再資源化 施設へ搬入</td></tr> <tr> <td>横手川橋(柱頭部)</td><td>約10m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>柳田橋(A2橋台)</td><td>約10m<sup>3</sup></td></tr> <tr> <td>アスファルト・ コンクリート塊</td><td>新町橋(本線部)</td><td>アスファルト 取壊し時</td><td>約20m<sup>3</sup></td><td>再資源化 施設へ搬入</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td><td>横手川橋工事用道路・ 施工ヤード</td><td>土木シート・ 土のう袋・ 大型土のう袋・ 高密度ポリエチレン管・仮設補 強土壁撤去時</td><td>約2.5t</td><td>最終処分場 へ搬入</td></tr> <tr> <td>建設発生木材</td><td>柳田橋A2橋台</td><td>A2橋台改築時</td><td>約50kg</td><td>再資源化 施設へ搬入</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。</p> <p>(3) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>受入条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td><td>株大屋産業</td><td>横手市外目檀森 44-12</td><td>受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日</td></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>株大屋産業</td><td>横手市外目檀森 44-12</td><td>受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td><td>五十嵐建設株</td><td>横手市平鹿町醍醐字下佐戸川1 2-2</td><td>受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日</td></tr> <tr> <td>建設発生木材</td><td>株大屋産業</td><td>横手市外目檀森 44-12</td><td>受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日</td></tr> </tbody> </table> <p>上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p>	建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法	コンクリート塊	横手川橋工事用道路 (工事用仮桟橋)	コンクリート 取壊し時	約130m <sup>3</sup>	再資源化 施設へ搬入	横手川橋(柱頭部)	約10m <sup>3</sup>	柳田橋(A2橋台)	約10m <sup>3</sup>	アスファルト・ コンクリート塊	新町橋(本線部)	アスファルト 取壊し時	約20m <sup>3</sup>	再資源化 施設へ搬入	廃プラスチック類	横手川橋工事用道路・ 施工ヤード	土木シート・ 土のう袋・ 大型土のう袋・ 高密度ポリエチレン管・仮設補 強土壁撤去時	約2.5t	最終処分場 へ搬入	建設発生木材	柳田橋A2橋台	A2橋台改築時	約50kg	再資源化 施設へ搬入	建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日	アスファルト・コンクリート塊	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日	廃プラスチック類	五十嵐建設株	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川1 2-2	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日	建設発生木材	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日	追加
建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法																																																																																																	
コンクリート塊	横手川橋工事用道路 (工事用仮桟橋)	コンクリート 取壊し時	約130m <sup>3</sup>	再資源化 施設へ搬入																																																																																																	
	横手川橋(柱頭部)		約10m <sup>3</sup>																																																																																																		
	柳田橋(A2橋台)		約10m <sup>3</sup>																																																																																																		
アスファルト・ コンクリート塊	新町橋(本線部)	アスファルト 取壊し時	約20m <sup>3</sup>	再資源化 施設へ搬入																																																																																																	
廃プラスチック類	横手川橋工事用道路・ 施工ヤード	土木シート・ 大型土のう袋・ 高密度ポリエチレン管・仮設補 強土壁撤去時	約2.5t	最終処分場 へ搬入																																																																																																	
建設発生木材	柳田橋A2橋台	A2橋台改築時	約50kg	再資源化 施設へ搬入																																																																																																	
建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																																																																																																		
コンクリート塊	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日																																																																																																		
アスファルト・コンクリート塊	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日																																																																																																		
廃プラスチック類	五十嵐建設株	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川1 2-2	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日																																																																																																		
建設発生木材	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日																																																																																																		
建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法																																																																																																	
コンクリート塊	横手川橋工事用道路 (工事用仮桟橋)	コンクリート 取壊し時	約130m <sup>3</sup>	再資源化 施設へ搬入																																																																																																	
	横手川橋(柱頭部)		約10m <sup>3</sup>																																																																																																		
	柳田橋(A2橋台)		約10m <sup>3</sup>																																																																																																		
アスファルト・ コンクリート塊	新町橋(本線部)	アスファルト 取壊し時	約20m <sup>3</sup>	再資源化 施設へ搬入																																																																																																	
廃プラスチック類	横手川橋工事用道路・ 施工ヤード	土木シート・ 土のう袋・ 大型土のう袋・ 高密度ポリエチレン管・仮設補 強土壁撤去時	約2.5t	最終処分場 へ搬入																																																																																																	
建設発生木材	柳田橋A2橋台	A2橋台改築時	約50kg	再資源化 施設へ搬入																																																																																																	
建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																																																																																																		
コンクリート塊	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日																																																																																																		
アスファルト・コンクリート塊	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日																																																																																																		
廃プラスチック類	五十嵐建設株	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川1 2-2	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日																																																																																																		
建設発生木材	株大屋産業	横手市外目檀森 44-12	受入時間：8:00～ 17:00 定休日：日曜・祝日																																																																																																		

対象	誤	正	備考																																																																																									
特記仕様書 P23 20-1 工事の部分使用	<p>19-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>20. 部分使用に関する事項 20-1 工事の部分使用 共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用開始時期</th> <th>検査場所</th> <th>使用理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9-(1) PC構造物の詳細設計 C</td> <td>令和 8年5月下旬</td> <td>横手工事事務所</td> <td rowspan="10">関連工事にて施工のため</td> </tr> <tr> <td>11-(1) 支承 E-5</td> <td>令和 9年8月下旬</td> <td>S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)</td> </tr> <tr> <td>11-(3) 排水装置 排水ます A-4</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)</td> </tr> <tr> <td>15-(9) 落下物防止柵 E1 (A)</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(1) プレキャストPC部材 Tげた</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+8付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(5) つらら防止工 B</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(6) 横変位拘束構造 I-A1</td> <td>令和 9年8月下旬</td> <td>S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(6) 横変位拘束構造 II-A1</td> <td>令和 9年8月下旬</td> <td>S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(7) 水平力分担構造 A1</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+62付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側本線外)</td> </tr> <tr> <td>特-(8) 設置工 防蝕アンカー装置A1</td> <td>令和 9年8月下旬</td> <td>S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側)</td> </tr> <tr> <td>新町橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)</td> <td>令和 11年5月上旬</td> <td>S TA. 199+63.7~ S TA. 200+97.2付近</td> <td rowspan="3">舗装工事にて施工のため</td> </tr> <tr> <td>柳田橋 橋面工(伸縮装置)</td> <td>令和 11年5月上旬</td> <td>S TA. 10+62.1~ S TA. 10+89.4付近</td> </tr> <tr> <td>横手川橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)</td> <td>令和 12年5月下旬</td> <td>S TA. 128+57.5~ S TA. 130+15.5付近</td> </tr> </tbody> </table> <p>19-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>20. 部分使用に関する事項 20-1 工事の部分使用 共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用開始時期</th> <th>検査場所</th> <th>使用理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9-(1) PC構造物の詳細設計 C</td> <td>令和 8年5月下旬</td> <td>横手工事事務所</td> <td rowspan="10">関連工事にて施工のため</td> </tr> <tr> <td>11-(1) 支承 E-5</td> <td>令和 9年8月下旬</td> <td>S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)</td> </tr> <tr> <td>11-(3) 排水装置 排水ます A-4</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)</td> </tr> <tr> <td>15-(9) 落下物防止柵 E1 (A)</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(1) プレキャストPC部材 Tげた</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+8付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(5) つらら防止工 B</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(6) 横変位拘束構造 I-A1</td> <td>令和 9年8月下旬</td> <td>S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(6) 横変位拘束構造 II-A1</td> <td>令和 9年8月下旬</td> <td>S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)</td> </tr> <tr> <td>特-(7) 水平力分担構造 A1</td> <td>令和 10年8月下旬</td> <td>S TA. 10+62付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側本線外)</td> </tr> <tr> <td>特-(8) 設置工 防蝕アンカー装置A1</td> <td>令和 9年8月下旬</td> <td>S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)</td> </tr> <tr> <td>新町橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)</td> <td>令和 11年5月上旬</td> <td>S TA. 199+63.7~ S TA. 200+97.2付近</td> <td rowspan="3">舗装工事にて施工のため</td> </tr> <tr> <td>柳田橋 橋面工(伸縮装置)</td> <td>令和 11年5月上旬</td> <td>S TA. 10+62.1~ S TA. 10+89.4付近</td> </tr> <tr> <td>横手川橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)</td> <td>令和 12年5月下旬</td> <td>S TA. 128+57.5~ S TA. 130+15.5付近</td> </tr> </tbody> </table>	項目	使用開始時期	検査場所	使用理由	9-(1) PC構造物の詳細設計 C	令和 8年5月下旬	横手工事事務所	関連工事にて施工のため	11-(1) 支承 E-5	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)	11-(3) 排水装置 排水ます A-4	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)	15-(9) 落下物防止柵 E1 (A)	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)	特-(1) プレキャストPC部材 Tげた	令和 10年8月下旬	S TA. 10+8付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)	特-(5) つらら防止工 B	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)	特-(6) 横変位拘束構造 I-A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)	特-(6) 横変位拘束構造 II-A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)	特-(7) 水平力分担構造 A1	令和 10年8月下旬	S TA. 10+62付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側本線外)	特-(8) 設置工 防蝕アンカー装置A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側)	新町橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)	令和 11年5月上旬	S TA. 199+63.7~ S TA. 200+97.2付近	舗装工事にて施工のため	柳田橋 橋面工(伸縮装置)	令和 11年5月上旬	S TA. 10+62.1~ S TA. 10+89.4付近	横手川橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)	令和 12年5月下旬	S TA. 128+57.5~ S TA. 130+15.5付近	項目	使用開始時期	検査場所	使用理由	9-(1) PC構造物の詳細設計 C	令和 8年5月下旬	横手工事事務所	関連工事にて施工のため	11-(1) 支承 E-5	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)	11-(3) 排水装置 排水ます A-4	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)	15-(9) 落下物防止柵 E1 (A)	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)	特-(1) プレキャストPC部材 Tげた	令和 10年8月下旬	S TA. 10+8付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)	特-(5) つらら防止工 B	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)	特-(6) 横変位拘束構造 I-A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)	特-(6) 横変位拘束構造 II-A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)	特-(7) 水平力分担構造 A1	令和 10年8月下旬	S TA. 10+62付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側本線外)	特-(8) 設置工 防蝕アンカー装置A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)	新町橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)	令和 11年5月上旬	S TA. 199+63.7~ S TA. 200+97.2付近	舗装工事にて施工のため	柳田橋 橋面工(伸縮装置)	令和 11年5月上旬	S TA. 10+62.1~ S TA. 10+89.4付近	横手川橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)	令和 12年5月下旬	S TA. 128+57.5~ S TA. 130+15.5付近	訂正
項目	使用開始時期	検査場所	使用理由																																																																																									
9-(1) PC構造物の詳細設計 C	令和 8年5月下旬	横手工事事務所	関連工事にて施工のため																																																																																									
11-(1) 支承 E-5	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)																																																																																										
11-(3) 排水装置 排水ます A-4	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)																																																																																										
15-(9) 落下物防止柵 E1 (A)	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)																																																																																										
特-(1) プレキャストPC部材 Tげた	令和 10年8月下旬	S TA. 10+8付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)																																																																																										
特-(5) つらら防止工 B	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)																																																																																										
特-(6) 横変位拘束構造 I-A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)																																																																																										
特-(6) 横変位拘束構造 II-A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)																																																																																										
特-(7) 水平力分担構造 A1	令和 10年8月下旬	S TA. 10+62付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側本線外)																																																																																										
特-(8) 設置工 防蝕アンカー装置A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側)																																																																																										
新町橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)	令和 11年5月上旬	S TA. 199+63.7~ S TA. 200+97.2付近	舗装工事にて施工のため																																																																																									
柳田橋 橋面工(伸縮装置)	令和 11年5月上旬	S TA. 10+62.1~ S TA. 10+89.4付近																																																																																										
横手川橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)	令和 12年5月下旬	S TA. 128+57.5~ S TA. 130+15.5付近																																																																																										
項目	使用開始時期	検査場所	使用理由																																																																																									
9-(1) PC構造物の詳細設計 C	令和 8年5月下旬	横手工事事務所	関連工事にて施工のため																																																																																									
11-(1) 支承 E-5	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)																																																																																										
11-(3) 排水装置 排水ます A-4	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)																																																																																										
15-(9) 落下物防止柵 E1 (A)	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)																																																																																										
特-(1) プレキャストPC部材 Tげた	令和 10年8月下旬	S TA. 10+8付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)																																																																																										
特-(5) つらら防止工 B	令和 10年8月下旬	S TA. 10+98付近 (柳田橋Ⅱ期線A2橋台側)																																																																																										
特-(6) 横変位拘束構造 I-A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)																																																																																										
特-(6) 横変位拘束構造 II-A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)																																																																																										
特-(7) 水平力分担構造 A1	令和 10年8月下旬	S TA. 10+62付近 (柳田橋Ⅰ期線A1橋台側本線外)																																																																																										
特-(8) 設置工 防蝕アンカー装置A1	令和 9年8月下旬	S TA. 10+41付近 (柳田橋Ⅱ期線A1橋台側)																																																																																										
新町橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)	令和 11年5月上旬	S TA. 199+63.7~ S TA. 200+97.2付近	舗装工事にて施工のため																																																																																									
柳田橋 橋面工(伸縮装置)	令和 11年5月上旬	S TA. 10+62.1~ S TA. 10+89.4付近																																																																																										
横手川橋 橋面工(床版・壁高欄・伸縮装置・踏掛版)	令和 12年5月下旬	S TA. 128+57.5~ S TA. 130+15.5付近																																																																																										

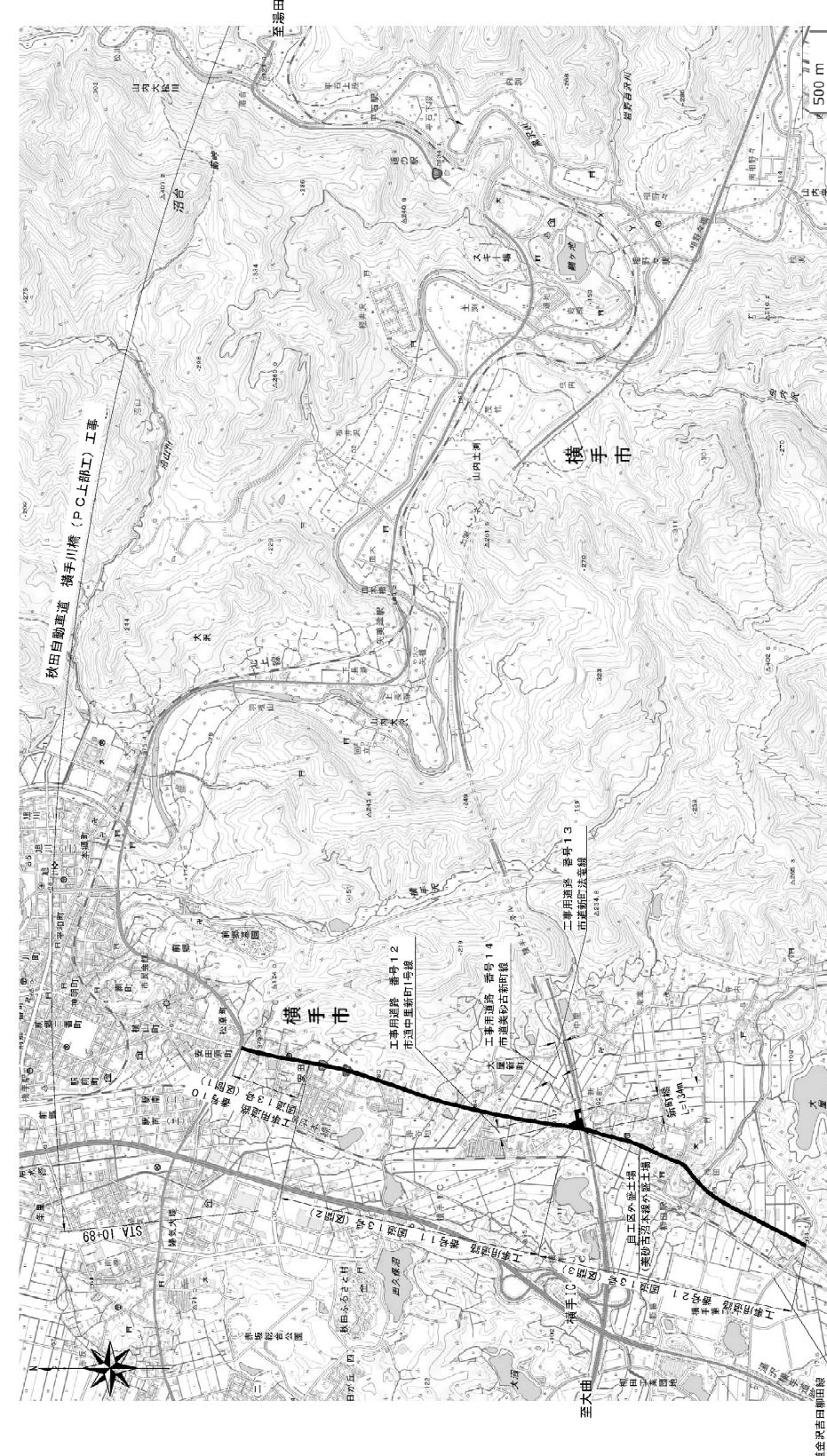
対象 特記仕様書 P31 28-8 支承	誤	正	備考 追加																																																																
	<p>(4) 支払</p> <p>共通仕様書 11-3-9 「支払」に下記を追加する。</p> <p>支承 E-5 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う支承の製作、防せい処理、運搬に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="511 467 1327 804"> <thead> <tr> <th data-bbox="692 467 851 500">単価表の項目</th> <th data-bbox="1168 467 1327 500">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="511 512 606 545">11-(1)</td> <td data-bbox="692 512 771 545">支承</td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 557 813 590">E-1</td> <td data-bbox="1232 557 1311 590">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 601 813 635">E-2</td> <td data-bbox="1232 601 1311 635">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 646 813 680">E-3</td> <td data-bbox="1232 646 1311 680">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 691 813 725">E-4</td> <td data-bbox="1232 691 1311 725">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 736 813 770">E-5</td> <td data-bbox="1232 736 1311 770">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 781 813 815">E-6</td> <td data-bbox="1232 781 1311 815">箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>28-9 伸縮装置</p> <p>(1) 伸縮装置の種別</p> <p>共通仕様書 11-4-2 「伸縮装置の種別」に下記を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="406 972 1613 1107"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 972 597 1006">単価表の項目</th> <th data-bbox="692 972 914 1006">設置箇所</th> <th data-bbox="1137 972 1327 1006">仕様・規格</th> <th data-bbox="1454 972 1534 1006">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1017 501 1084" rowspan="2">A 1</td> <td data-bbox="581 1017 867 1051">横手川橋 (A 1、A 2)</td> <td data-bbox="1057 1017 1343 1084" rowspan="2">壁高欄ふさぎ板含む</td> <td data-bbox="1454 1017 1534 1084"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="581 1062 867 1096">新町橋 (A 1、A 2)</td> <td data-bbox="1454 1062 1534 1096"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払</p> <p>共通仕様書 11-4-7 「支払」に下記を追加する。</p> <p>伸縮装置 A 1 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 kg 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う伸縮装置の製作、運搬、塗装、据付け、地覆材、壁高欄ふさぎ板の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="511 1421 1327 1534"> <thead> <tr> <th data-bbox="692 1421 851 1455">単価表の項目</th> <th data-bbox="1168 1421 1327 1455">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="511 1455 606 1489">11-(2)</td> <td data-bbox="692 1455 835 1489">伸縮装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 1500 813 1534">A 1</td> <td data-bbox="1232 1500 1279 1534">kg</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	11-(1)	支承	E-1	箇所	E-2	箇所	E-3	箇所	E-4	箇所	E-5	箇所	E-6	箇所	単価表の項目	設置箇所	仕様・規格	摘要	A 1	横手川橋 (A 1、A 2)	壁高欄ふさぎ板含む		新町橋 (A 1、A 2)		単価表の項目	検測の単位	11-(2)	伸縮装置	A 1	kg	<p>(4) 施工</p> <p>共通仕様書 11-3-7 「施工」に下記を追加する。</p> <p>支承 E-3、E-4 の据え付けは、支承上部のソールプレート及びアンカーバーとその関連部材を横梁製造工場に運搬し組立・取付けを行う。また、ソールプレート及びアンカーバーは横梁に取付けられた状態で現場に運搬し、支承下部と接続するものとする。支承下部については現場で組立・据え付けを行うものとする。</p> <p>(5) 支払</p> <p>共通仕様書 11-3-9 「支払」に下記を追加する。</p> <p>支承 E-3、E-4 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う支承の製作、防せい処理、運搬（支承上部は横梁製造工場への運搬及び横梁製造工場から現場までの運搬、支承下部の現場への運搬）、支承上部（ソールプレート及びアンカーバーとその関連部材）の組立・取付け、支承下部の組立・据え付け、支承上部（横梁に取付けられたソールプレート及びアンカーバー）と支承下部の接続に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>支承 E-5 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う支承の製作、防せい処理、運搬に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="2035 950 2639 1219"> <thead> <tr> <th data-bbox="2035 950 2194 983">単価表の項目</th> <th data-bbox="2480 950 2639 983">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1877 994 1972 1028">11-(1)</td> <td data-bbox="2099 994 2178 1028">支承</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2131 1017 2210 1051">E-1</td> <td data-bbox="2543 1017 2623 1051">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2131 1062 2210 1096">E-2</td> <td data-bbox="2543 1062 2623 1096">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2131 1107 2210 1140">E-3</td> <td data-bbox="2543 1107 2623 1140">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2131 1152 2210 1185">E-4</td> <td data-bbox="2543 1152 2623 1185">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2131 1197 2210 1230">E-5</td> <td data-bbox="2543 1197 2623 1230">箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2131 1242 2210 1275">E-6</td> <td data-bbox="2543 1242 2623 1275">箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>28-9 伸縮装置</p> <p>(1) 伸縮装置の種別</p> <p>共通仕様書 11-4-2 「伸縮装置の種別」に下記を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="1749 1376 2893 1511"> <thead> <tr> <th data-bbox="1749 1376 1908 1410">単価表の項目</th> <th data-bbox="2131 1376 2289 1410">設置箇所</th> <th data-bbox="2480 1376 2639 1410">仕様・規格</th> <th data-bbox="2734 1376 2829 1410">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1749 1410 1845 1477" rowspan="2">A 1</td> <td data-bbox="1972 1410 2258 1444">横手川橋 (A 1、A 2)</td> <td data-bbox="2480 1410 2639 1477" rowspan="2">壁高欄ふさぎ板含む</td> <td data-bbox="2734 1410 2829 1477"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1972 1455 2258 1489">新町橋 (A 1、A 2)</td> <td data-bbox="2734 1455 2829 1489"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払</p> <p>共通仕様書 11-4-7 「支払」に下記を追加する。</p> <p>伸縮装置 A 1 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 kg 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う伸縮装置の製作、運搬、塗装、据付け、地覆材、壁高欄ふさぎ板の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1877 1825 2639 1938"> <thead> <tr> <th data-bbox="2035 1825 2194 1859">単価表の項目</th> <th data-bbox="2480 1825 2639 1859">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1877 1859 1972 1893">11-(2)</td> <td data-bbox="2099 1859 2178 1893">伸縮装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2131 1904 2210 1938">A 1</td> <td data-bbox="2353 1904 2543 1938">kg</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	11-(1)	支承	E-1	箇所	E-2	箇所	E-3	箇所	E-4	箇所	E-5	箇所	E-6	箇所	単価表の項目	設置箇所	仕様・規格	摘要	A 1	横手川橋 (A 1、A 2)	壁高欄ふさぎ板含む		新町橋 (A 1、A 2)		単価表の項目	検測の単位	11-(2)	伸縮装置	A 1	kg	
単価表の項目	検測の単位																																																																		
11-(1)	支承																																																																		
E-1	箇所																																																																		
E-2	箇所																																																																		
E-3	箇所																																																																		
E-4	箇所																																																																		
E-5	箇所																																																																		
E-6	箇所																																																																		
単価表の項目	設置箇所	仕様・規格	摘要																																																																
A 1	横手川橋 (A 1、A 2)	壁高欄ふさぎ板含む																																																																	
	新町橋 (A 1、A 2)																																																																		
単価表の項目	検測の単位																																																																		
11-(2)	伸縮装置																																																																		
A 1	kg																																																																		
単価表の項目	検測の単位																																																																		
11-(1)	支承																																																																		
E-1	箇所																																																																		
E-2	箇所																																																																		
E-3	箇所																																																																		
E-4	箇所																																																																		
E-5	箇所																																																																		
E-6	箇所																																																																		
単価表の項目	設置箇所	仕様・規格	摘要																																																																
A 1	横手川橋 (A 1、A 2)	壁高欄ふさぎ板含む																																																																	
	新町橋 (A 1、A 2)																																																																		
単価表の項目	検測の単位																																																																		
11-(2)	伸縮装置																																																																		
A 1	kg																																																																		
	<p>31</p>	<p>31</p>																																																																	

対象 割掛け対象参考内訳書 雑工事費 7/7	誤				備考 訂正
	割掛け対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・クローラクレーン70t吊ー施工日数256日</li> <li>横手川橋 P2橋脚</li> <li>・ラフタークレーン25t吊ー施工日数256日</li> </ul>			
PC 鋼材機械 器具費	PC鋼材引張の作業に使用する機械器具 に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊張ジャッキ等-1式</li> </ul> <p>新町橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊張ジャッキ等-1式</li> </ul>	—		
<b>【雑工事費】</b>					
割掛け対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面		
目地材費	コンクリート構造物の縫目に設置する目地 材に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A1橋台張出部 目地板 (t=20mm) -0.2m<sup>2</sup></li> <li>・A2橋台擁壁部 目地板 (t=20mm) -1.5m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
橋面養生費	床版コンクリートの打設後のコンクリート の養生に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋面養生-1,621.1m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
壁高欄目地板 費	壁高欄の縁切りを行うために設ける目地板 に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伸縮目地材 (t=10mm) -0.6m<sup>2</sup></li> </ul> <p>新町橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伸縮目地材 (t=10mm) -1.2m<sup>2</sup></li> </ul>	○		
支承アンカー ボルト箱抜費	橋梁下部工事において、上部工施工時の 支承、アンカーバー、落橋防止装置を設置 するための、箱抜に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P1橋脚 アンカーボルト箱抜き (φ175) -16.0m</li> <li>・P2橋脚 アンカーボルト箱抜き (φ175) -16.0m</li> </ul>	○		
小口型わく費	現場打ちブロックの小口部の型わくに要す る費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合板-266.6m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
コンクリート 打継目チッピ ング費	コンクリート打継目のチッピングに要する 費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チッピング-266.6m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
下地処理工費	鋼製ブレケット等据付面の不陸調整や目粗 しが必要となった場合の下地処理に要する 費用をいう。	<p>柳田橋 A2 橋台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不陸調整樹脂パテ材ー水平力分担構造 20.9 kg</li> <li>—横変位拘束構造 15.2 kg</li> <li>・調整モルタル —横変位拘束構造 0.02m<sup>3</sup></li> <li>・既設Tげた目粗し —水平力分担構造 3.4m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
割掛け対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・クローラクレーン70t吊ー施工日数256日</li> <li>横手川橋 P2橋脚</li> <li>・ラフタークレーン25t吊ー施工日数256日</li> </ul>			
PC 鋼材機械 器具費	PC鋼材引張の作業に使用する機械器具 に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊張ジャッキ等-1式</li> </ul> <p>新町橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊張ジャッキ等-1式</li> </ul>	—		
<b>【雑工事費】</b>					
割掛け対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面		
目地材費	コンクリート構造物の縫目に設置する目地 材に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A1橋台張出部 目地板 (t=20mm) -0.2m<sup>2</sup></li> <li>・A2橋台擁壁部 目地板 (t=20mm) -1.5m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
橋面養生費	床版コンクリートの打設後のコンクリート の養生に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋面養生-1,621.1m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
壁高欄目地板 費	壁高欄の縁切りを行うために設ける目地板 に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伸縮目地材 (t=10mm) -0.6m<sup>2</sup></li> </ul> <p>新町橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伸縮目地材 (t=10mm) -1.2m<sup>2</sup></li> </ul>	○		
支承アンカー ボルト箱抜費	橋梁下部工事において、上部工施工時の 支承、アンカーバー、落橋防止装置を設置 するための、箱抜に要する費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P1橋脚 アンカーボルト箱抜き (φ175) -16.0m</li> <li>・P2橋脚 アンカーボルト箱抜き (φ175) -16.0m</li> </ul>	○		
小口型わく費	現場打ちブロックの小口部の型わくに要す る費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合板-266.6m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
コンクリート 打継目チッピ ング費	コンクリート打継目のチッピングに要する 費用をいう。	<p>横手川橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チッピング-266.6m<sup>2</sup></li> </ul>	—		
下地処理工費	鋼製ブレケット等据付面の不陸調整や目粗 しが必要となった場合の下地処理に要する 費用をいう。	<p>柳田橋 A2 橋台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不陸調整 (パテ材) —水平力分担構造 20.9kg</li> <li>—横変位拘束構造 15.2kg</li> <li>・シール材 —水平力分担構造 2.3L</li> <li>—横変位拘束構造 1.0L</li> <li>・調整モルタル (無収縮モルタル) —横変位拘束構造 0.02m<sup>3</sup></li> <li>・既設Tげた目粗し —水平力分担構造 3.4m<sup>2</sup></li> </ul>	—		



位 置 図

88

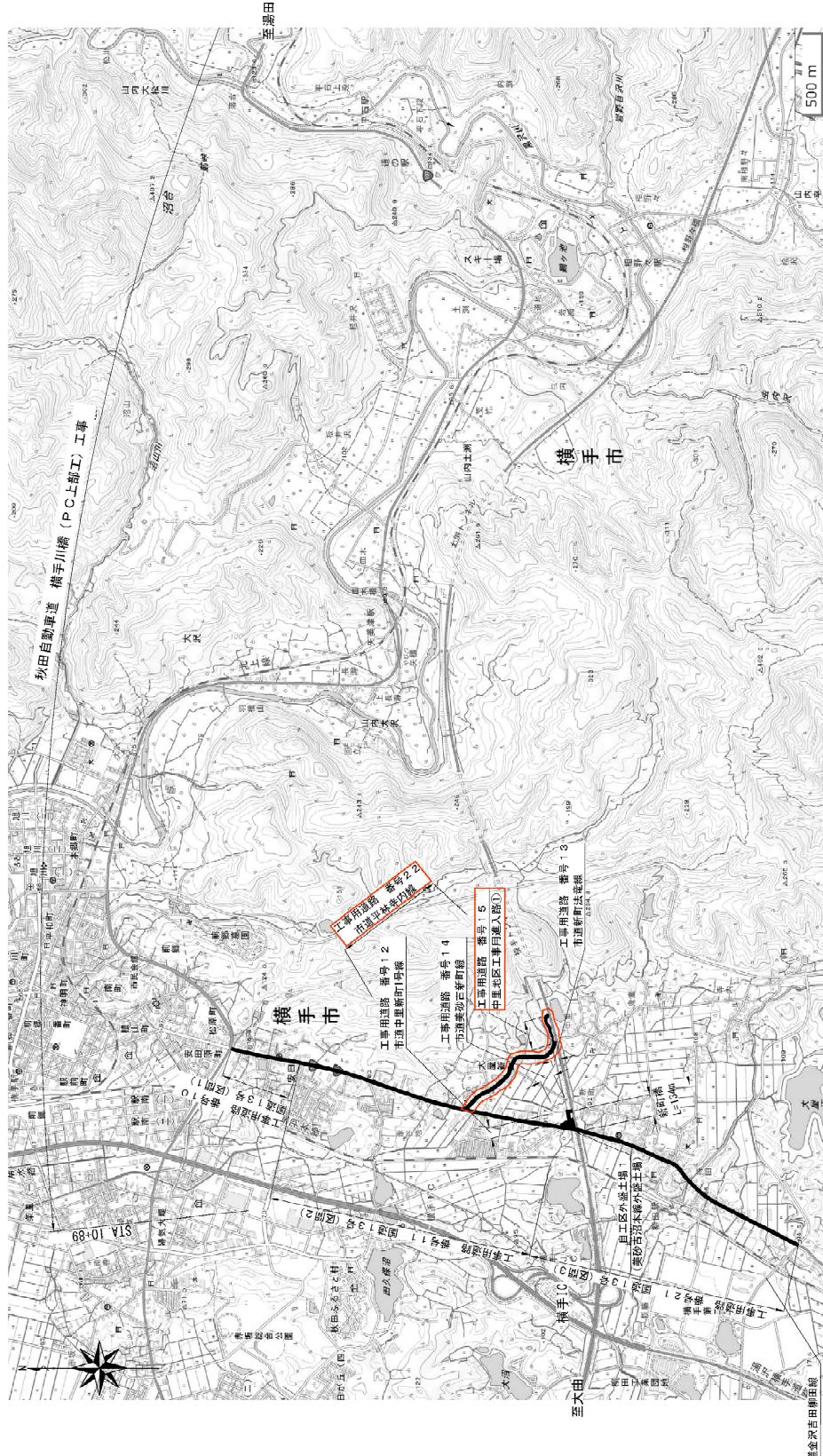


標準平均速度	延長	標準平均速度	往復走行時間	**
常時走行	恒員	常時	往復走行時間	**

番号	工事用道路名	路面 幅員 (m)	距離 (m)	走行時間 (km/h)	走行時間 (min)	備考
10	国道13号(区間1)	11.1	舗装	500	43	既設
11	国道13号(区間2)	11.1	舗装	1600	40	既設
12	市道中野町1号線	3.8	舗装	200	25	既設
13	市道新町法善線	2.2	舗装	100	15	既設
14	市道美砂百新町線	4.3	舗装	100	25	既設
21	国道13号(区間3)	11.1	舗装	1600	40	既設

位置図 S=1:25000

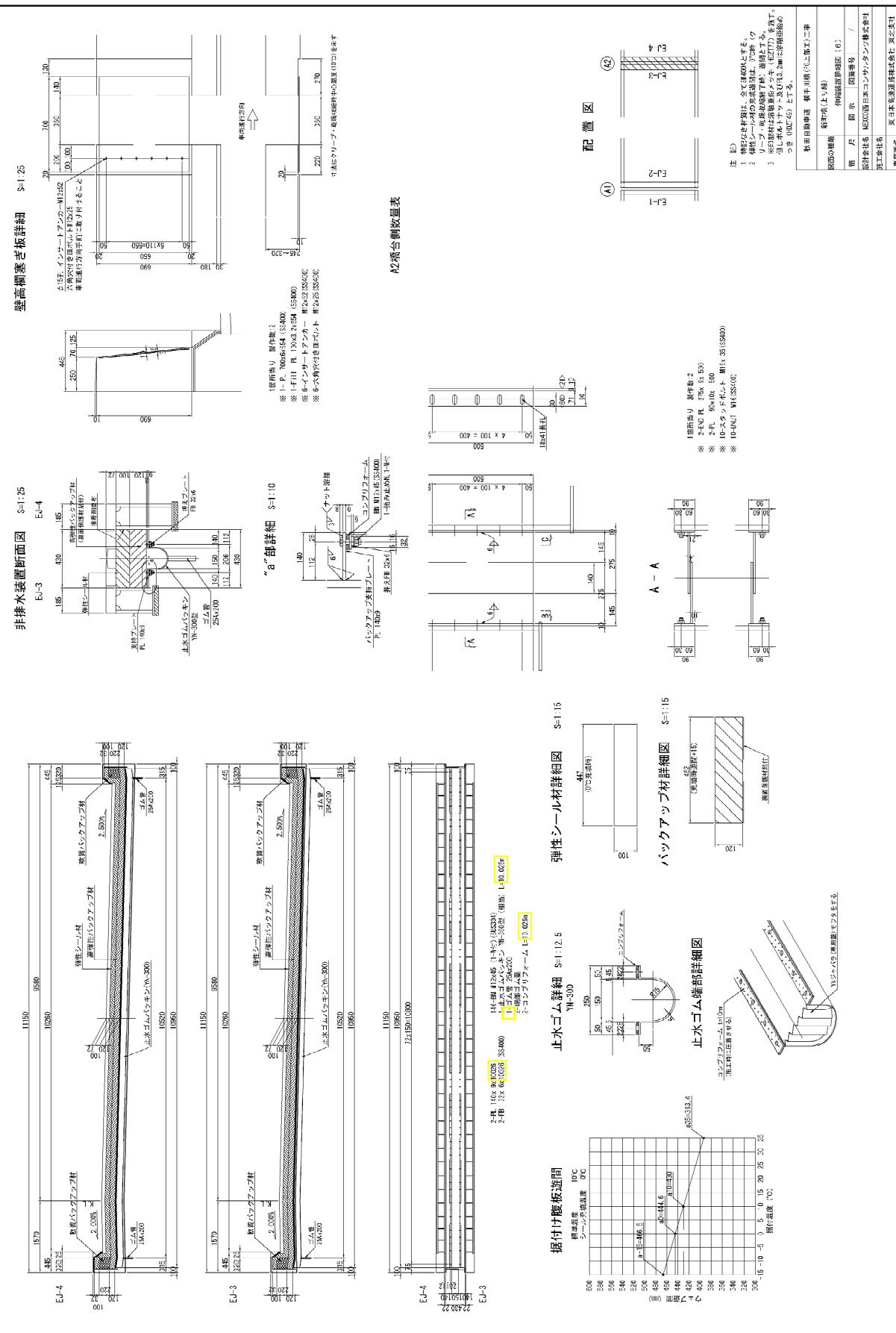
1 / 88



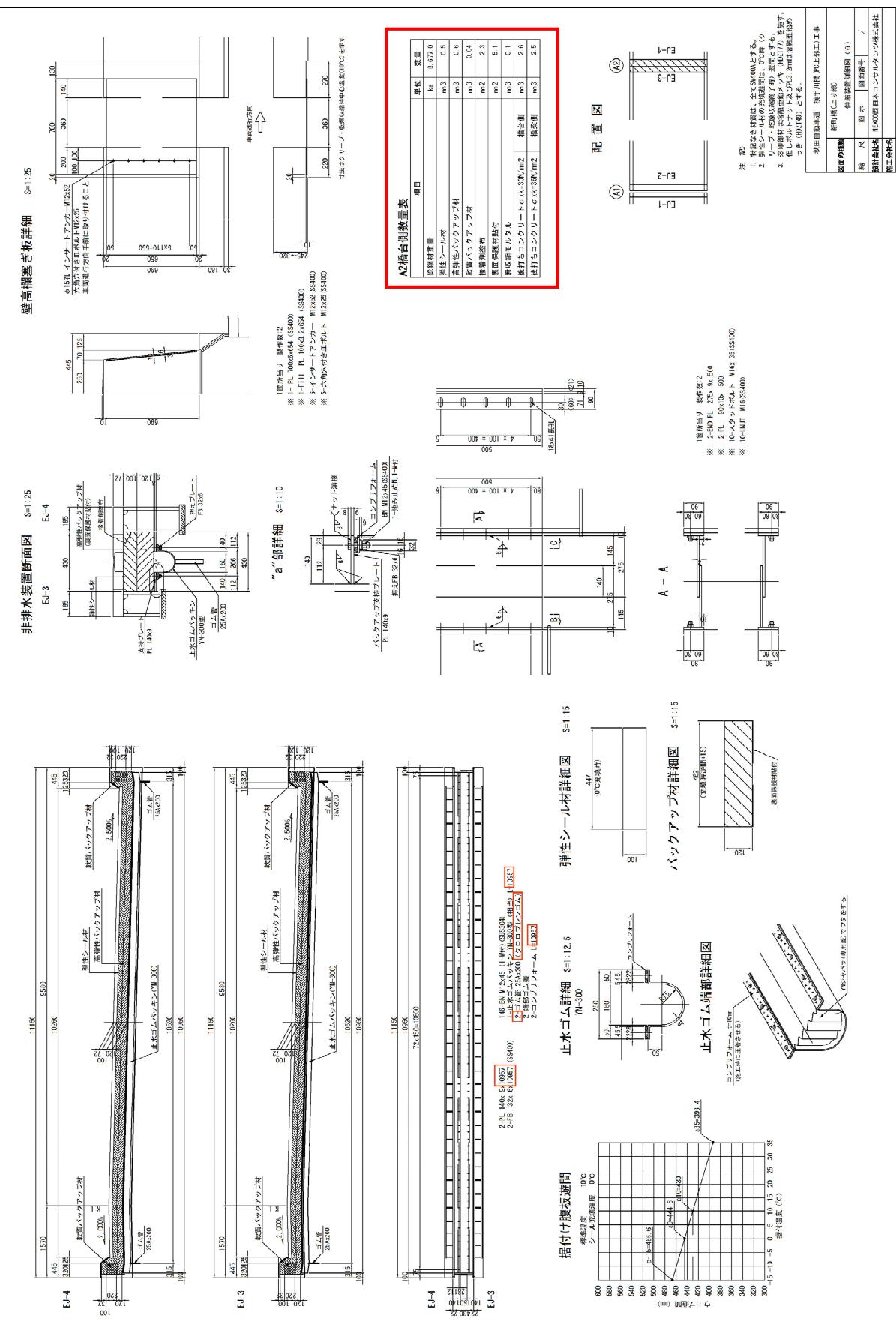
【工事用道路】  
四〇

番号	工事用道路名	幅員 (m)	路面 (m)	限界速度 (km/h)	工事時間 (min)	備考
10	国道13号(区間1)	11.1	舗装	500	48	2既設
11	国道13号(区間2)	11.1	舗装	1600	40	5既設
12	市道中里新町1号線	3.8	舗装	200	25	1既設
13	市道新町法童線	2.2	舗装	100	15	1既設
14	市道美妙古新町線	4.3	舗装	100	25	1既設
15	中里地区工事用進入路①	5	舗装	200	15	2開工事にて新設
21	国道13号(区間3)	11.1	舗装	1600	40	5既設
22	市道平林寺内線	6.5	舗装	700	25	4既設



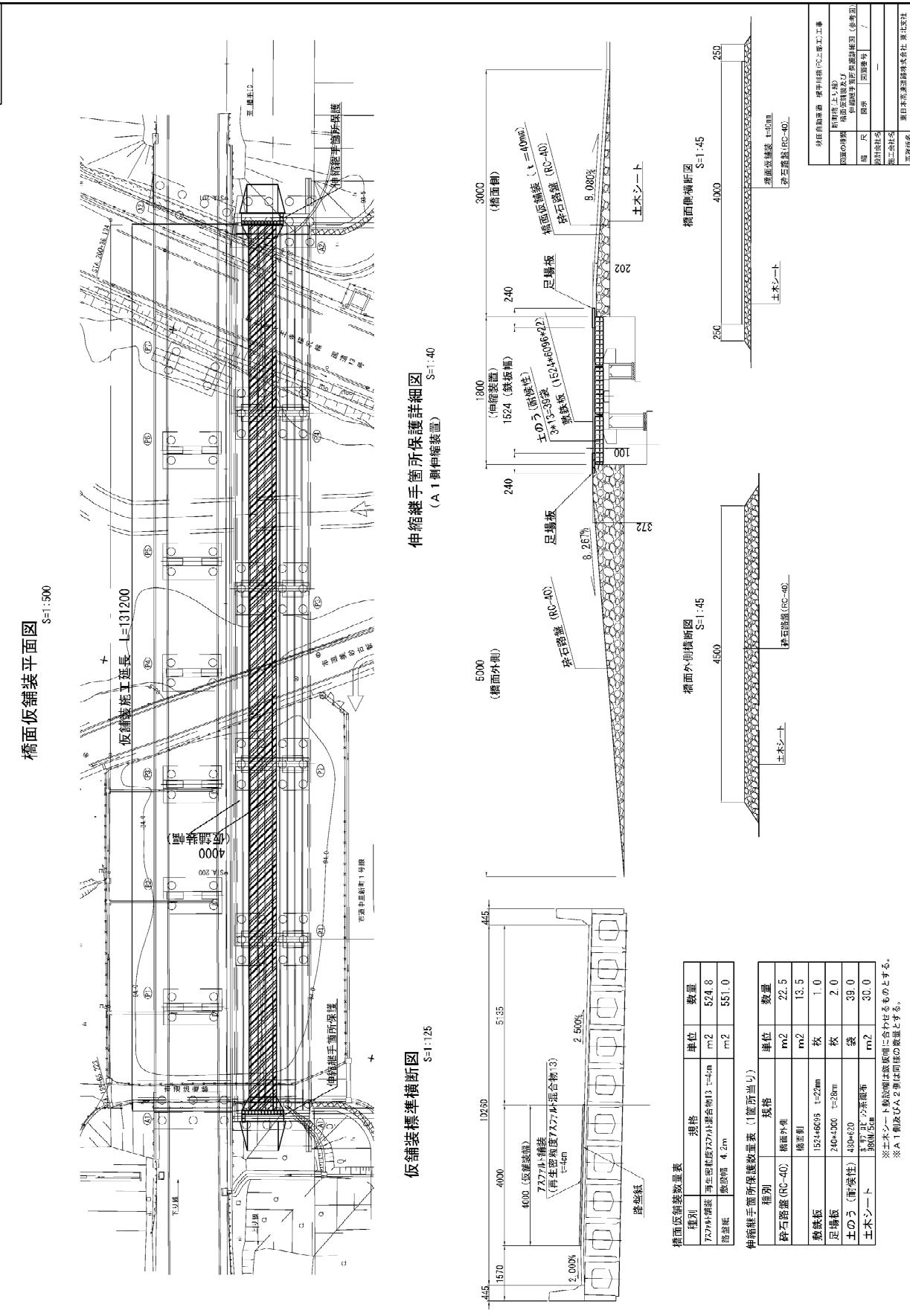


新田橋(上り線) 伸縮装置詳細図 (6) S=1:75

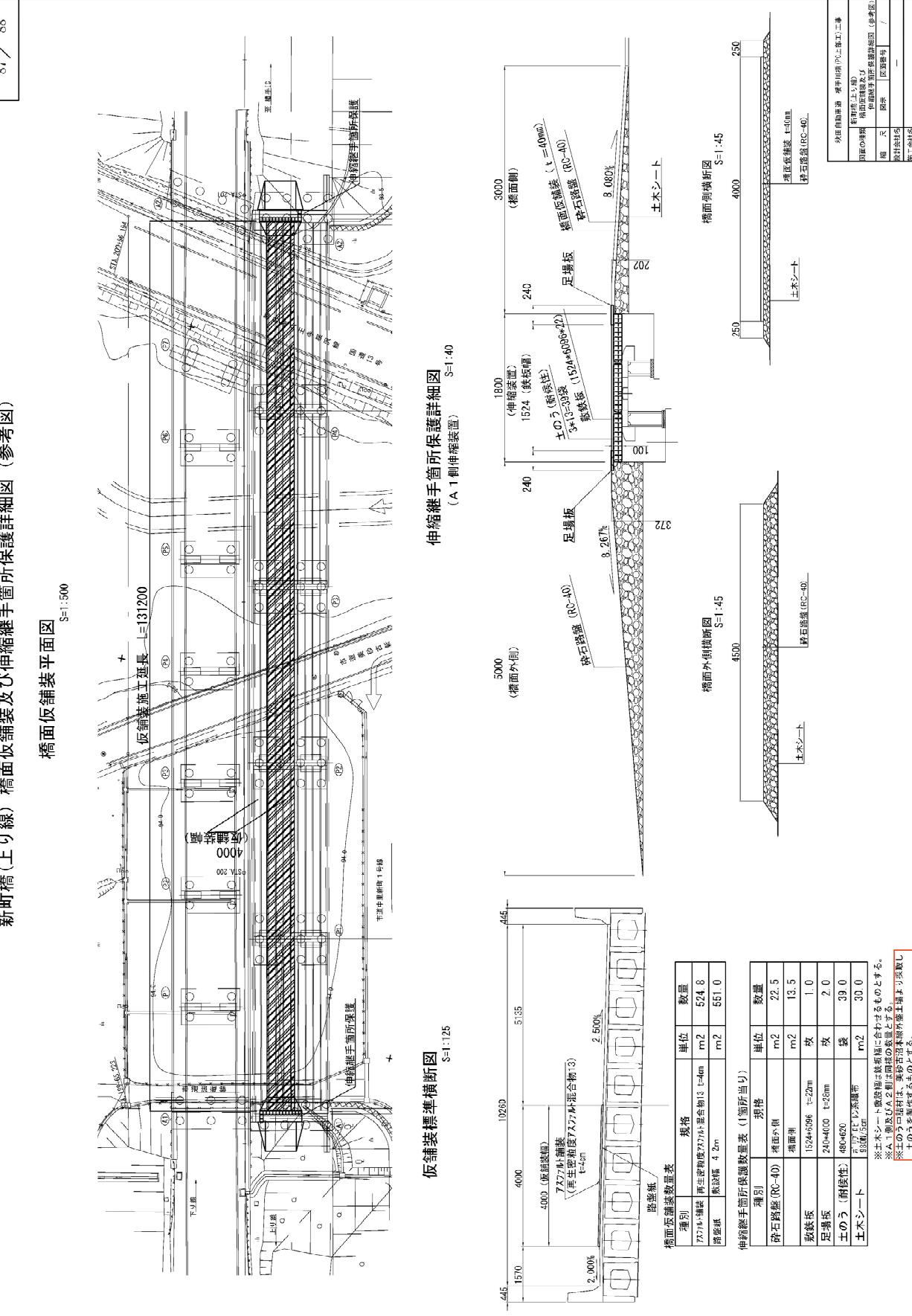


設計図(2/5)  
新町橋(上り線)  
87/88  
新町橋(上り線)  
橋面仮舗装及び伸縮継手箇所保  
護詳細図(参考図)

### 新町橋(上り線) 橋面板舗装及び伸縮手すり所保護詳細図(参考図)



卷之三



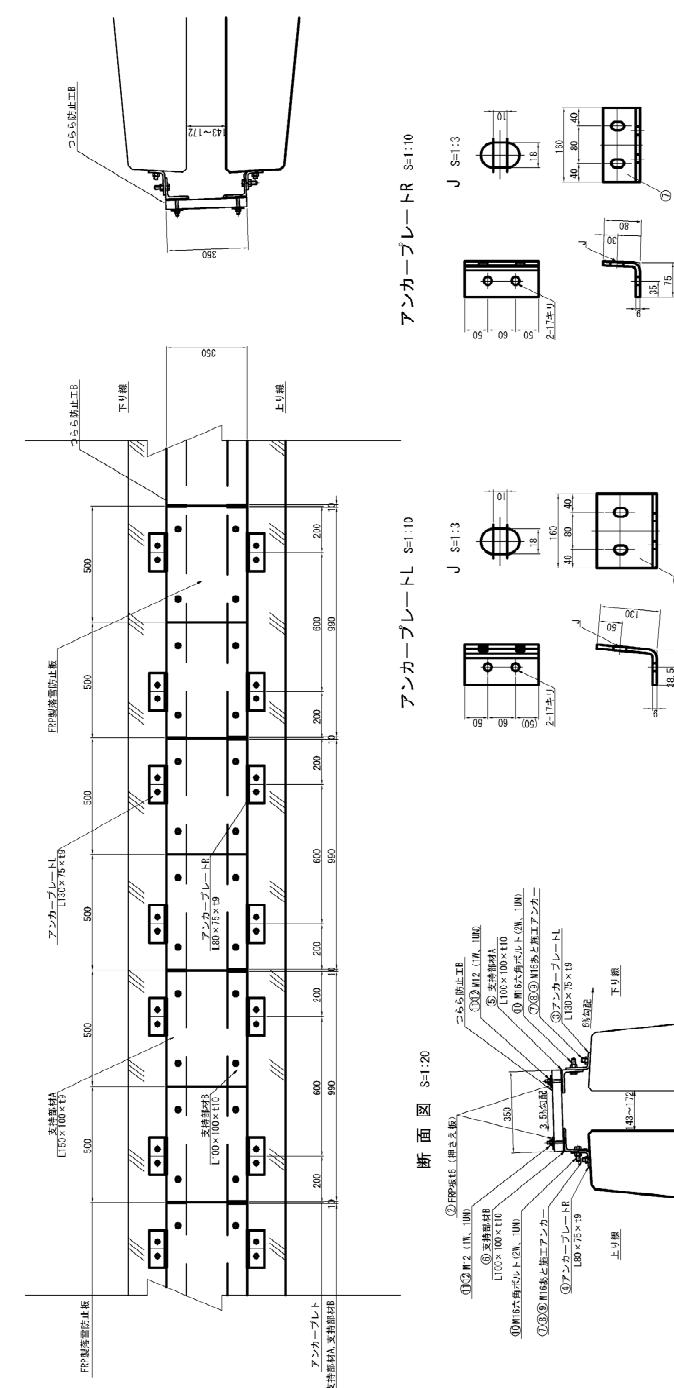
10





卷之三

五百四



番号	名前	寸法	単位	数量	材質	標準重量/kg
(1)	FPR防錆塗装板	550×270×140 50×50×2.5	枚	2	FPR	5.8kg
(2)	FRP板(泡き板)	50×50×2.5	枚	2	FPR	0.3kg
(3)	アンカーブレード	1150×75×10×200	個	2	S3100HGZS	3.2kg
(4)	アンカーブレード	180×75×10×100	個	2	S3100HGZS	2.4kg
(5)	支持脚A	100×100×100×90	本	1	S3100HGZS	14.8kg
(6)	支持脚B	100×100×100×90	本	1	S3100HGZS	14.8kg
(7)	ビス	M10×125	本	6	S3100HGZS	
(8)	ねじ止めナット	M16	個	6	S3100HGZS	
(9)	ワッシャー	M16	個	6	S3100HGZS	
(10)	六角ボルト(3R-10×100)	M10×80	個	6	S3100HGZS	
(11)	被み止めナット	M12	個	6	S3100HGZS	
(12)	ワッシャー	M12	個	6	S3100HGZS	

機材表

項目	品名	単位	数量
つるし脚工	B	m	2.7
合計		m	2.7

法記) 1. 本製品を止め板の間に設けた時にフック溝(50mm)を設けること。  
2. 構造が複雑な場合は別途取扱説明書(TEC05)を参照。 3. ただし、ガルバナーナットは付属しない。

4. 被止め板に接する部分はすべて塗装仕様とする。

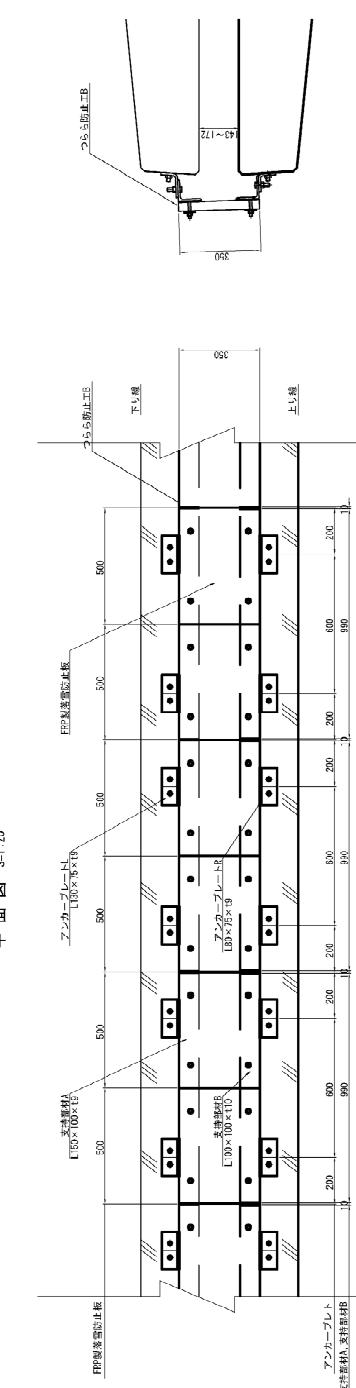
5. 本製品についての技術的問い合わせは販売会社へ請問を行なう。他のところへ問い合わせた場合、弊社は一切責任を負いません。

本製品は日本製で、IECの規格を基準として開発・設計・生産・検査を行なっています。

松田自動遮断機株式会社

卷之三

柳日



アンカープレートL S=1:10

卷之三

効率表			
項目	単位	基準	測量
つらら加工 B	m	2.3	
合計	m	2.3	

注記

効率表 製作した形の平面にはフック部屋(25kg)を主張すること。  
 1. FRC複合繊維は、よくFRC複合繊維をループミックスさせ(FRM)とかく。  
 2. 両端引き出しは、ループミックスさせた後、アーチ型の形状とする。  
 3. 製造工程は、(ループミックス)→(アーチ型)→(ループミックス)とす。  
 4. 製造操作や、(ループミックス)→(アーチ型)→(ループミックス)を行うこと。  
 5. 本装置へコンクリート投入したり、1. 製造時に、はね止め装置を行なう  
 ものとし、II 制縫機について、はね止め装置二段式の取扱説明に留意し、取扱説  
 明書工されること。

